

＜ 人材開発支援助成金 ＞（教育訓練休暇付与）

雇用する労働者に対して教育訓練休暇制度を導入し、労働者が実際に教育訓練休暇を取得した場合に助成

- ※ <> は生産性要件を満たした場合
- ※ () は中小企業事業主以外
- ※ (-) は中小企業事業主のみ

No.	内 容	助 成 額	
	支給対象となる訓練等	賃金助成 (1人1時間当たり)	導入助成
③ 教育訓練休暇付与コース			
(1) または (2) の制度を 導入し、労働者が その休暇を取得 して訓練を受けた 場合に助成	(1) 教育訓練休暇制度 数日間以上の教育訓練休暇制度 を導入する場合	—	< 36万円 > 30万円
	(2) 長期教育訓練休暇制度 数か月以上の長期教育訓練休暇 制度を導入する場合	< 7,200円 > 6,000円	< 24万円 > 20万円

パンフレット・申請様式・チェックリスト・提出先

No.	パンフレット	申請様式	チェックリスト	問い合わせ・提出先
③	【PDF 形式 685KB】	R2.4 以降の計画 <hr/> それ以前の計画の場合	本省作成版 【PDF 形式 151KB】	山形労働局 職業安定部 訓練室 TEL:023-626-6106

支給申請様式は訓練実施計画届、制度導入・適用計画届を提出した年度の様式をお使いください。